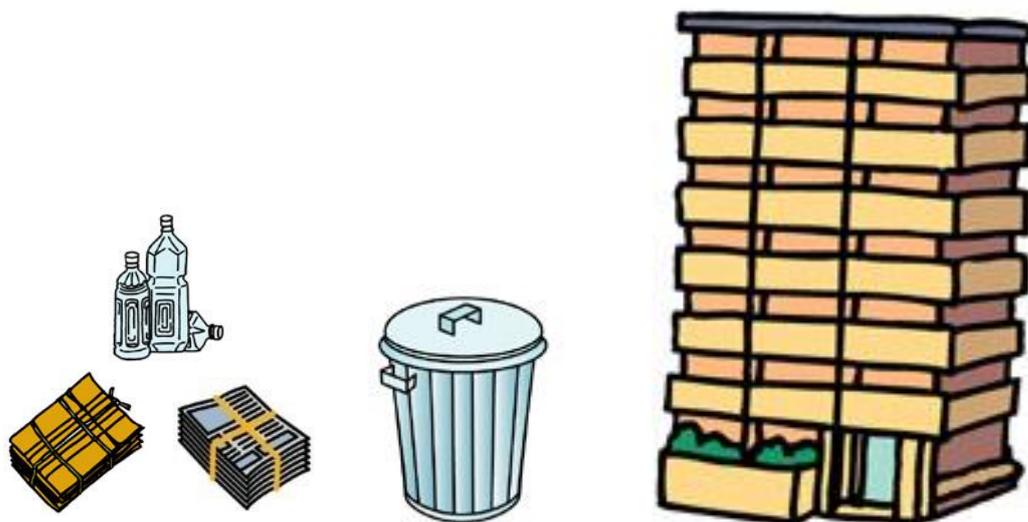


再利用対象物保管場所及び 廃棄物保管場所・保管設備 設置の手引き

<住宅用>



世田谷区 清掃・リサイクル部

令和7年（2025年）4月

建物の一部に事業用途が含まれる場合は、本書とあわせて「再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所・保管設備 設置の手引き<事業用>」を必ず確認してください。

目 次

1	建築物の規模別の届出の区分等	1
2	事前協議、設置届（計画書）の提出の時期	3
3	必要書類	4
4	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所等の設置手順	5
5	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の算定例	12
6	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置基準の規定等	14
7	所有者等の管理上の注意事項	16

【様式・図等】

集合住宅の用途別床面積・廃棄物の内訳量 計算書	5
再利用対象物及び廃棄物の保管に必要な容器数 算定表	6
再利用対象物及び廃棄物の保管に必要な面積 算定表	7
図1 保管場所・容器持ち出し場所の配置例	8
図2 ポリ容器等の配置例	9
図3 反転コンテナボックスの配置例	11
再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	17
再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書 念書（例）	18 19

【関係法令等】

世田谷区清掃・リサイクル条例（抜粋）	20
世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（抜粋）	21
大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置・管理基準	23
大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準	26
世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱	32
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（抜粋）	36
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（抜粋）	36
清掃事務所管轄区域一覧表	37

この手引きで使われる用語

- 再利用対象物保管場所…再利用対象物（古紙、びん、缶、ペットボトル。「資源」と表記する場合もある）を収集日まで保管する場所
- 廃棄物保管場所…廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）を収集日まで保管する場所
- 粗大ごみ集積所…粗大ごみを収集日まで保管し、集積する場所
- 資源・ごみ集積所…保管場所から持ち出した再利用対象物又は廃棄物を運搬車へ積み込む場所

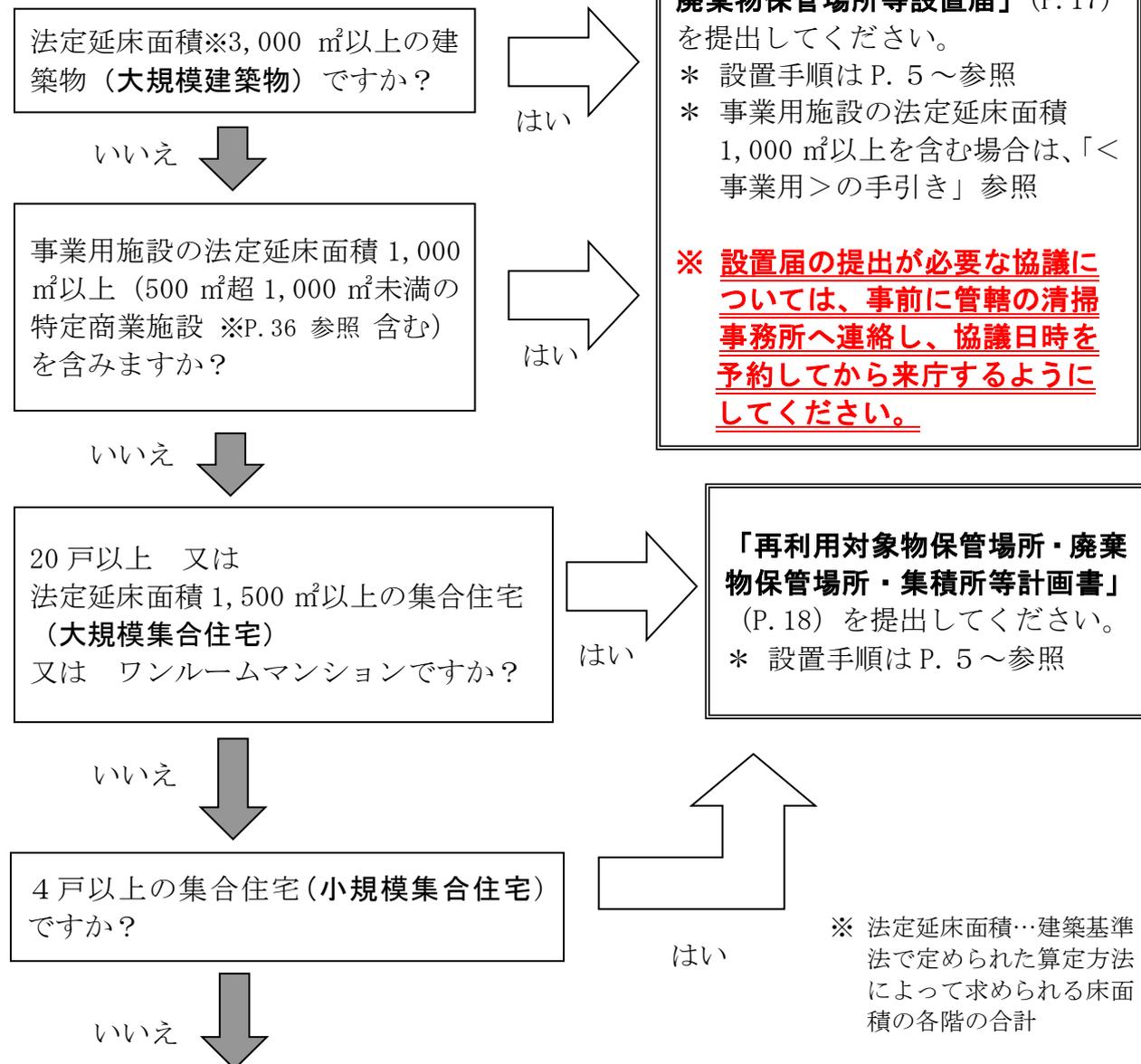
再利用対象物保管場所及び 廃棄物保管場所等の設置の手引き

この手引きは、これから集合住宅を建設しようとする方(以下「建設者」という)に対し、再利用対象物(古紙、びん、缶等の資源)保管場所と、廃棄物(可燃ごみ・不燃ごみ)保管場所及び保管設備(以下「廃棄物保管場所等」という)の設置の手順を説明するものです。

建築物の規模により、必要な届出の種類等が異なりますが、いずれの場合も、**建築確認申請前に管轄清掃事務所との協議が必要です。**

1 建築物の規模別の届出の区分等

(1) フロー図



上記以外の場合も、集積所を新規に計画する場合は、清掃事務所に事前協議してください。

また、集合住宅ではなく分譲住宅でも1区画あたり2棟以上の住宅の建築にあたっては、建築確認申請前に管轄の清掃事務所と事前協議を行ってください。

(2) 設置・届出を要する保管場所等の一覧

床面積	種類	対象建築物	再利用 対象物 保管場所	廃棄物 保管場所	粗大ごみ 集積所	資源・ごみ 集積所
30000m ² 以上	大規模建築物 用途兼用	単独 集合住宅	●	◎	◎	◎
		集合住宅の法定延床面積 1,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	●	◎	◎	◎
		集合住宅の法定延床面積 1,500 m ² 未満	△			
		★事業用施設の法定延床面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	◎	◎	◎ 大型ごみ置き場	△ 業者収集場所
		★事業用施設の法定延床面積 1,000 m ² 未満	△			
30000m ² 未満	集合住宅	20戸以上 又は 法定延床面積 1,500 m ² 以上の集合住宅 【大規模集合住宅】	●	○	△	○
		ワンルームマンション (世田谷区建築物の建築に係る住環境整備に関する条例第2条第7号)	○	○	△	○
		4戸以上 20戸未満の集合住宅 【小規模集合住宅】	○	○	△	○
	1区画あたり2棟以上の分譲住宅	—	—	—	○	

- ◎ : 条例(※1)上、必ず設置・届出を要する。(「設置届」の提出を要する。)
- : 条例(※1)上、設置努力を要する。(「設置届」又は「計画書」の提出を要する。)
- : 要綱(※2)上、設置・届出を要する。(「計画書」の提出を要する。)
- △ : 清掃事務所への事前協議を要する。
 (※1) 世田谷区清掃・リサイクル条例
 (※2) 世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱

★ 集合住宅に事業用途の施設を併設する場合は、「<事業用>の手引き」を参照してください。

2 事前協議、設置届（計画書）の提出の時期

建築物の計画段階で、保管場所の位置・面積、保管設備の種類・構造等について、管轄の清掃事務所と十分に協議してください。

【設置届（計画書）の提出までの流れ】

建築計画 ⇒ 管轄の清掃事務所との協議 ⇒ 設置届（計画書）を管轄の清掃事務所へ提出 ⇒ 建築確認申請等提出

※ 保管設備として反転コンテナボックス、自動貯留排出機等を設置する場合は、運搬車との調整を要するので余裕を持ってご相談ください。

世田谷・北沢地域	世田谷清掃事務所	上馬5-21-13	☎3425-3111
玉川地域	玉川清掃事務所	野毛1-3-7	☎3703-2638
砧・烏山地域	砧清掃事務所	八幡山2-7-1	☎3290-2151

町別の管轄区分は巻末の「清掃事務所管轄区域一覧表」（P. 37）を参照してください。

【建築確認申請等】

- ・ 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請
- ・ 建築基準法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出
- ・ 建築基準法第18条第2項に規定する計画の通知
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項に規定する計画の認定の申請
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する計画の認定の申請
- ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までに規定する認定の申請
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請

3 必要書類

- 延べ面積 3,000 m²以上：各 2 部ずつ提出してください。
(審査終了後、正本 1 部を清掃事務所で保管し、副本 1 部を建設者に返却します。)
- 延べ面積 3,000 m²未満：各 1 部ずつ提出してください。

※図面はすべて内寸表記で作成してください。

【設置届】(※延べ面積 3,000 m²以上の場合)

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	P. 17
---------------------------	-------

【計画書】(※延べ面積 3,000 m²未満の場合)

再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書	P. 18
----------------------------	-------

【共通図面等】

① 集合住宅の用途別床面積・廃棄物の内訳量 計算書	P. 5
② 容器数の算定表及び保管場所面積の算定表	P. 6、7
③ 建築物の設計概要(用途、規模、階数、建築面積、延べ床面積の分かるもの)	—
④ 建築物の案内図(地図の写しで可)及び建築物の配置図	—
⑤ 建築物の各階平面図	—

【再利用対象物保管場所に必要な書類】

⑥ 再利用対象物保管場所の配置図(位置図)	—
⑦ 再利用対象物保管場所の平面図、立面図、断面図(縮尺 50 分の 1)	—
⑧ 再利用対象物保管場所の仕様及び面積算定図	—
⑨ その他再利用対象物保管場所の設置に関して必要と認める図面等	—

【廃棄物保管場所に必要な書類】(①～⑨と兼用できるものは省略可)

⑩ 廃棄物保管場所等の配置図(位置図)及び敷地内運搬車通過通路図(※)	—
⑪ 廃棄物保管場所等の平面図、立面図、断面図(縮尺 50 分の 1)	—
⑫ 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図	—
⑬ その他廃棄物保管場所等の設置に関して必要と認める図面等	—

【粗大ごみ集積所の位置】(※延べ面積 3,000 m²以上の場合)

⑭ 粗大ごみ集積所の位置図(※)	—
------------------	---

【資源・ごみ集積所の位置】

⑮ 資源・ごみ集積所の位置図(※)	—
-------------------	---

【その他】

⑯ 念書	P. 19
------	-------

(※) ⑤で確認できれば省略可

1 建築物（集合住宅）の床面積の合計を確認し、廃棄物等の量の合計と廃棄物種別の内訳量を計算する。

■ 集合住宅の用途別床面積・廃棄物等の内訳量 計算書 (過去の排出データがある場合は、別途、清掃事務所と協議してください。)

階	床面積の合計	居室					駐車場(屋内)	倉庫	他の共用部分 (廊下、階段、エレベータ等)面積
		総住戸占有面積	人員	戸数	総人員数	廃棄物等の量	床面積	床面積	
		(A)	(B)	(C)	(B) × (C)	(B) × (C) × 1%	(D)	(E)	
地下1階	906.64						501.96	31.73	372.95
1	353.6	257.6	2.0	8	16	16			96.0
2	353.6	257.6	2.0	8	16	16			96.0
3	387.6	291.6	2.5	6	15	15			96.0
4	387.6	291.6	2.5	6	15	15			96.0
5	403.2	307.2	4.0	4	16	16			96.0
6	403.2	307.2	4.0	4	16	16			96.0
合計	3195.44 m ²	1712.8 m ²	人	36 戸	94 人	94 kg	501.96 m ²	31.73 m ²	948.95 m ²

(注意)
この記入例のように、床面積の合計は必ず階ごとに計算し記入するようにしてください。複数階をまとめて1行に記入することはやめてください。

このページの計算様式をHPに掲載してあります。区へ計算結果を提出する際には、HPに掲載の様式をダウンロードして使用してください。

住戸占有面積	人員数
～20 m ²	1.0 人
～30 m ²	1.5 人
～40 m ²	2.0 人
～50 m ²	2.5 人
～60 m ²	3.0 人
60 m ² 超	4.0 人

【廃棄物等種別内訳量】

廃棄物等の量	種別重量 (廃棄物等の量×種別ごとの構成比率%)					
	古紙	ガラスびん	缶	ペットボトル	可燃ごみ	不燃ごみ
94 kg	16.5%	3.0%	1.0%	1.0%	75.0%	3.5%
	a 15.51 kg	b 2.82 kg	c 0.94 kg	d 0.94 kg	e 70.5 kg	f 3.29 kg

※ 廃棄物等の量 = 総人員数 × 1 kg / 人・日
 > 体積・容積の重量換算 1 m³ = 190 kg

2 保管に必要な容器数を算定する。

P. 6、7の算定様式をHPに掲載してあります。区へ算定結果を提出する際には、HPに掲載の様式をダウンロードして使用してください。

集合住宅から出る家庭廃棄物は区が収集するため、収集間隔が種別により決まっています。

【A】は小数点第2位を四捨五入

最低必要個数は【A】の小数点以下を切り上げ

予備率は40%

必要個数は【B】の小数点以下を切り上げ

用途	種別	種別内訳量 前頁 a~f × 収集間隔 ÷ 容器重量 = 【A】	最低必要個数	予備率の加算【B】	必要個数
住宅	資源 再利用率 対象物	古紙 a [] kg × [6] 日 ÷ [] kg = ①	個	① × 1.4 =	個
		ガラスびん b [] kg × [6] 日 ÷ [] kg = ②	個	② × 1.4 =	個
		缶 c [] kg × [6] 日 ÷ [] kg = ③	個	③ × 1.4 =	個
		ペットボトル d [] kg × [13] 日 ÷ [] kg = ④	個	④ × 1.4 =	個
	可燃ごみ e [] kg × [3] 日 ÷ [] kg = ⑤	個	⑤ × 1.4 =	個	
	不燃ごみ f [] kg × [13] 日 ÷ [] kg = ⑥	個	⑥ × 1.4 =	個	

最終的な必要個数

- 100 戸以上の集合住宅を建築する際、可燃ごみの保管は反転コンテナ（又は自動貯留排出機）を利用してください。不燃ごみの保管はポリ容器を利用してください。
- 反転コンテナ（又は自動貯留排出機）は、必ず検討段階で、清掃事務所と事前協議をしてください。排出ごみ量や建物周辺の道路事情で利用不可となる場合があります。
- 保管容器・容量は、排出量及び保管日数等（年末年始など特別な期間も含む）に応じて、再利用対象物・廃棄物を十分に収納できるものとしてください。

※ **ポリ容器は丸型容器が原則です。角型容器は使用状況によっては破損しやすいため使用を避け、やむを得ず角型容器の使用を検討する場合は、必ず事前に清掃事務所と協議してください。**

【再利用対象物及び廃棄物の保管容器】

	種別	保管方法	保管容器・容量	重量への換算
資源 再利用率 対象物	古紙	平積み	新聞 4つ折り（縦 20.5 cm × 横 27 cm） 高さ 50cm（=50%）	50% = 9.5 kg
	ガラスびん	コンテナ	縦 36.6cm × 横 53cm × 高さ 32cm （=50%）	50% = 12.5 kg
	缶	コンテナ		50% = 3.0 kg
	ペットボトル	ポリ容器	60 リットル丸型・角型容器 ※	60% = 2.0 kg
可燃ごみ		ポリ容器	60 リットル丸型・角型容器 ※	60% = 11.4 kg
		反転コンテナ ボックス	容量を 0.7m ³ とする	反転コンテナボックス 1 個あたり 133 kg
不燃ごみ		ポリ容器	60 リットル丸型・角型容器 ※	60% = 11.4 kg

3 保管に必要な面積を算定する。

P. 6、7の算定様式をHPに掲載してあります。区へ算定結果を提出する際には、HPに掲載の様式をダウンロードして使用してください。

古紙	古紙の底面積 [0.06] m ²	×	必要個数 [] 個	=	m ² ①
ガラスびんコンテナ	容器の底面積 [0.2] m ²	×	(容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段)	=	m ² ②
缶コンテナ	容器の底面積 [0.2] m ²	×	(容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段)	=	m ² ③
ポリ容器 (ペットボトル)	容器の直径又は縦 [] m × 容器の直径又は横 [] m	×	(容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段)	=	m ² ④
ポリ容器 (可燃・不燃ごみ)	容器の直径又は縦 [] m × 容器の直径又は横 [] m	×	(容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段)	=	m ² ⑤
反転コンテナ (可燃ごみ)	反転コンテナの底面積 [0.83] m ²	×	必要個数 [] 個	=	m ² ⑥

種別	保管容器	底面積等	設置条件
古紙	新聞4つ折 縦20.5cm×横27cm	0.06 m ²	平積み、高さ50cm
ガラスびん、缶	コンテナ 縦36.6cm×横53cm	0.2 m ²	コンテナは4段が上限
ペットボトル 可燃ごみ・不燃ごみ	60 丸型ポリ容器	直径60cm (規格により異なる)	棚は2段が上限 1段80cmから100cmまで
	60 角型ポリ容器	0.2 m ² ※	
可燃ごみ	反転コンテナ 縦0.6m×横1.37m	0.83 m ²	—

(容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段)
は全て小数点以下を切り上げ

※角型ポリ容器は、縦0.35m×
横0.55m=0.1925m²となるが、
小数点第2位を四捨五入し、
0.2m²とする。

洗浄排水設備面積	m ² ⑦
作業上必要面積	m ² ⑧
資源合計①②③④	m ²
廃棄物合計⑤⑥⑦⑧	m ²
粗大ごみ集積所	m ²

⇒ 1 m²以上確保してください。

⇒ 6 m²以上確保してください。

⇒ 大規模建築物 (3,000 m²以上) の場合、1棟につき 3 m²以上確保してください。

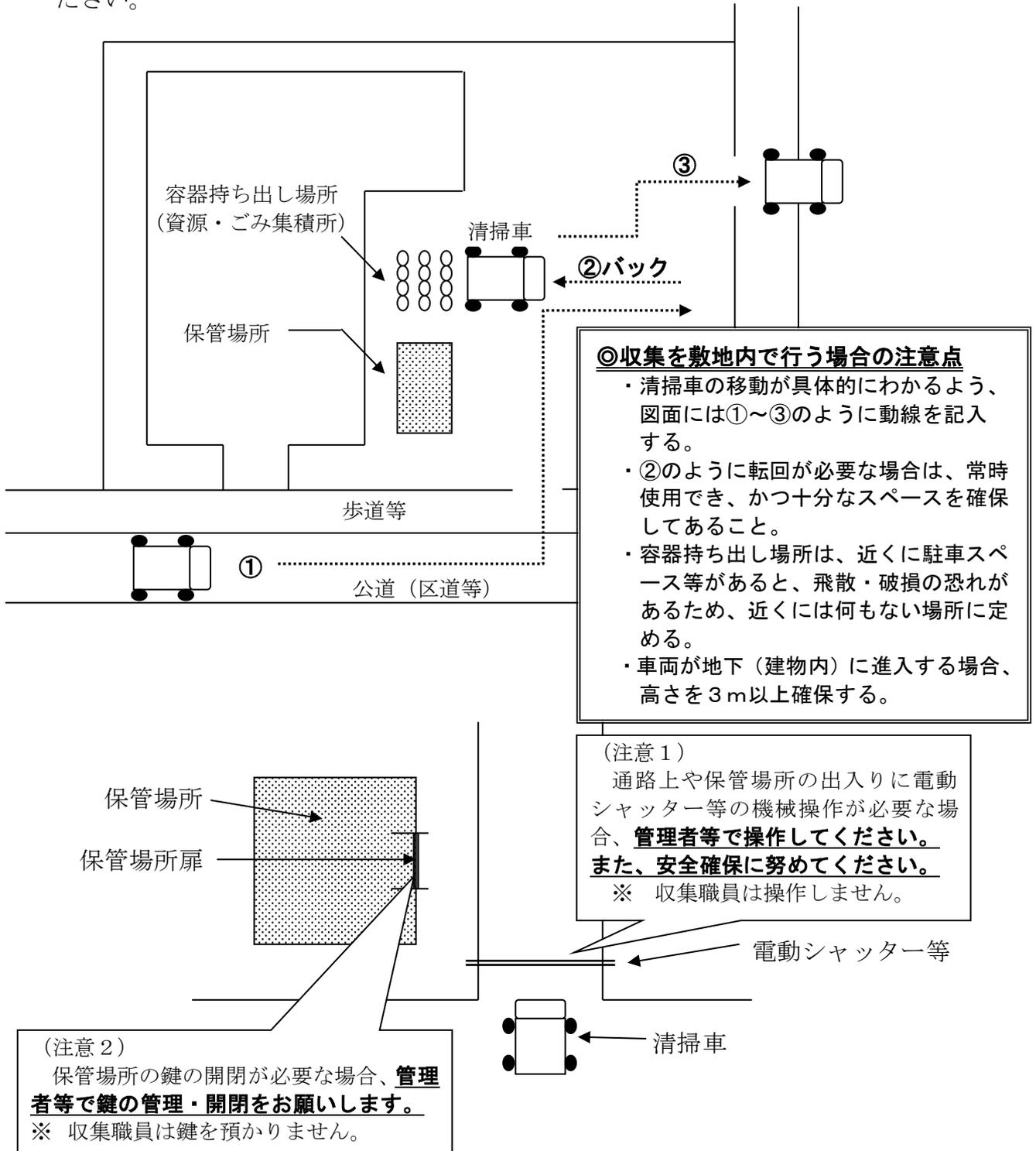
留意点

- ディスポーザー等 (東京都が下水道条例施行規程により設置を認めた排水処理システム) を設置する際にも、不測の事態を考慮し、上記の算定方法により必要面積を算定してください。
- 以上の方法以外による場合は、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

4 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の位置・構造を決める。

【図1】保管場所・容器持ち出し場所の配置例

- ① 道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業できる位置に設置し、収集日に歩道上に持ち出すことのないようにすること。
- ② 容器持ち出し場所（＝資源・ごみ集積所）のスペースを敷地内に設けること。
最良の配置は、下図のとおり。特に、住戸数50戸以上でごみ容器数の多い場合は、上記の条件に合致するよう設置すること。
- ③ 敷地が私道に接している場合、狭小路地や通り抜けできない道路に接している場合、歩道が幹線道路に接している場合などは、必ず管轄の清掃事務所と事前協議をしてください。



【図2】ポリ容器等の配置例

ポリ容器等の規格に十分注意して、次のような配置にする。

【ポリ容器の規格】

丸型ポリ容器（60リットル）・・・直径60cm

角型ポリ容器（60リットル）・・・（一辺）35cm × （一辺）55cm

※ 容器の規格はメーカーによって異なるため、上記より小さい場合は、カタログを添付すること。

【ポリ容器の面積の算定】

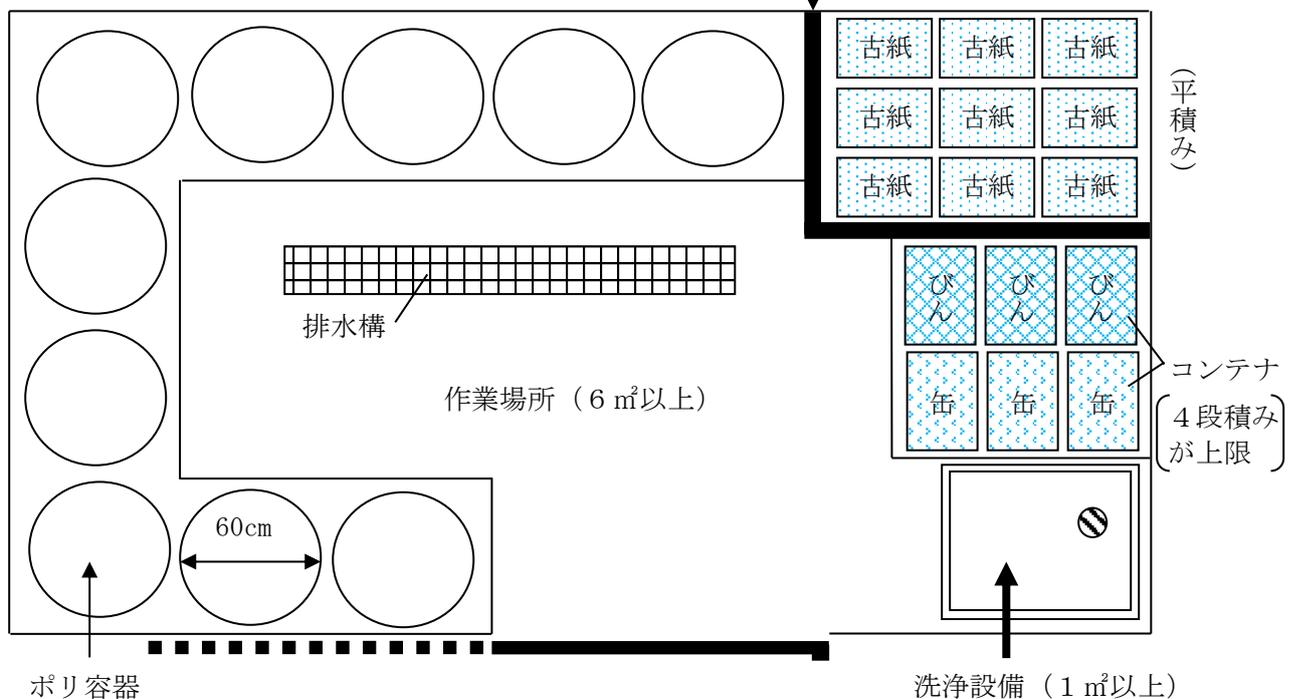
丸型ポリ容器は、直径0.6m×直径0.6m＝**0.36㎡**を底面積とする。

角型ポリ容器は、縦0.35m×横0.55m＝0.1925㎡となるが、小数点第2位を四捨五入し、**0.2㎡**を底面積とする。

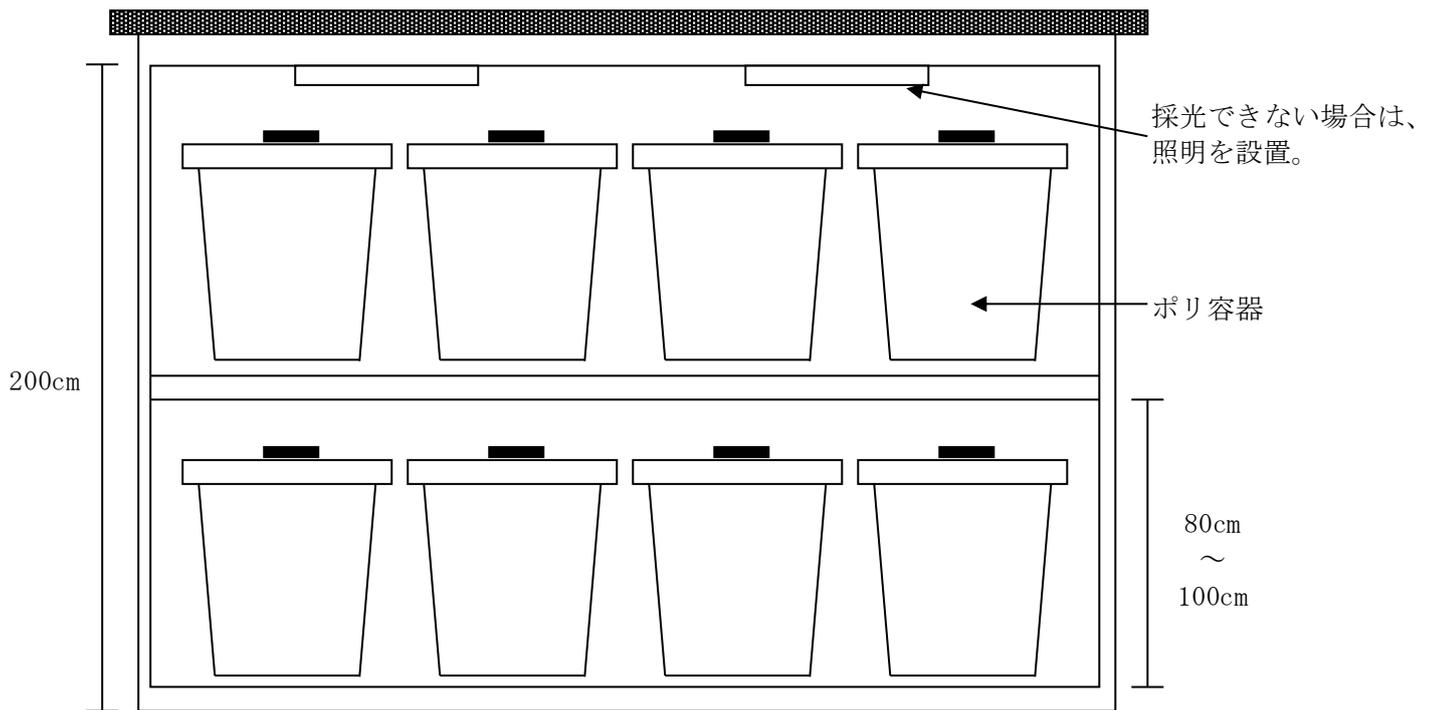
再利用対象物保管場所と廃棄物保管場所はそれぞれ設置するのが望ましいが、1つにまとめる場合は、仕切り等で明確に区分する。

集合住宅に事業用途の施設を併設する場合は、家庭から出る再利用対象物及び廃棄物と事業所から出る再利用対象物及び廃棄物の保管場所をそれぞれ設置することが望ましいが、1つにまとめる場合は、仕切り等で明確に区分する。

《お願い》古紙の保管場所については、床の洗浄時等の汚れた水が古紙に及ぶことのないよう、仕切りを設ける、傾斜を設ける、床を高くするなどの対応をお願いします。

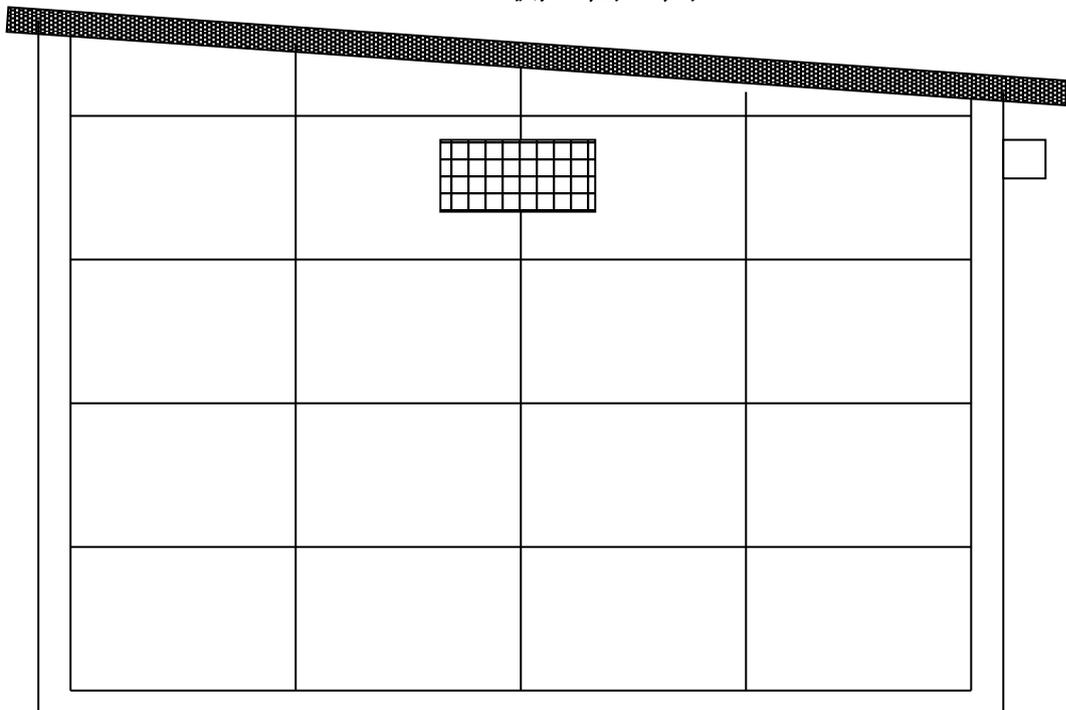


断面図



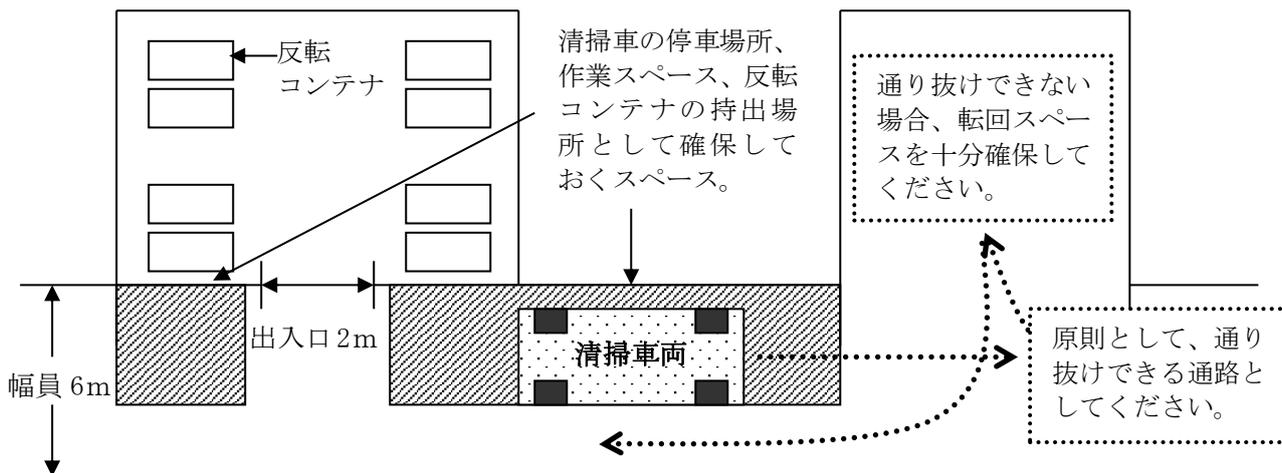
- ① 原則として、1段構造が良い。
- ② やむを得ず2段構造の場合、1段あたりの棚の高さは80cm以上100cm以下とする。
- ③ 天井の高さは、200cm程度確保すること。

側面図



- ① 屋根は必ず設置すること。
- ② 換気口（扇）を設置すること。

【図3】反転コンテナボックスの配置例



- ① 反転コンテナボックスによる収集では、清掃車は大型になるため、進入路の**高さは3m以上**確保してください。
- ② 原則として、清掃車が通り抜けできる**幅員6m以上**の通路を設置してください。設置ができない場合は、清掃車が転回できるスペースを十分確保してください。
- ③ **全長約8m、幅約3m**の清掃車が停車し作業できるスペースを十分確保してください。
- ④ 清掃車の出入口、停車場所や作業スペース、**反転コンテナの持出場所は、凹凸や傾斜、段差の無い水平な場所（水勾配をつける場合は2～3%）に設置**してください。また、敷地構造は廃棄物を積載した車両重量（約10トン）に耐え得る構造にしてください。
- ⑤ 清掃車の停車場所等のスペースは、居住者の車両の出入りに支障のない場所に確保してください。
- ⑥ 保管場所の広さは、算定表で算出した広さを元に必要数分の反転コンテナを十分置ける広さを確保してください。図は、反転コンテナ（可燃ごみ）のみを対象としていますが、実際の保管場所の設置には、不燃ごみや資源等のスペースも考慮に入れてください。
- ⑦ 保管場所の出入口は、**幅2m以上**確保し、段差を設けず、通路と同じ高さの平面にしてください。
- ⑧ 反転コンテナを使用する保管場所の出入口の扉は、引き戸（ストッパー付き）をお願いします。
- ⑨ 清掃車は大型になるため、周辺道路の幅員によっては、清掃車が通行できない場合があります。反転コンテナボックスの設置にあたっては、管轄の清掃事務所と十分協議してください。

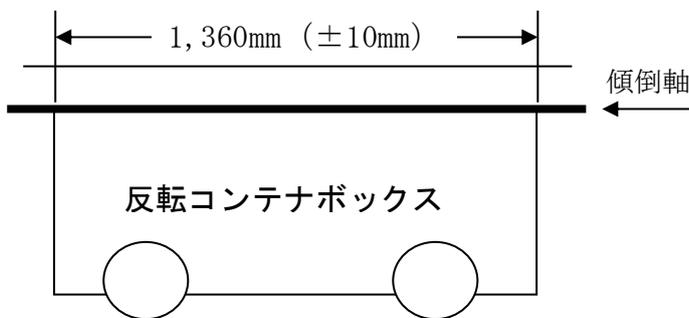
【反転コンテナボックス】

容量・・・0.7 m³ (133 kg)

- 寸法
- ・本体
 - 横 幅・・・1,360mm (±10mm)
 - 奥行き・・・590mm (±10mm)
 - 高 さ・・・890mm (±10mm)
 - ・傾倒軸
 - 長 さ・・・1,574mm (±10mm)
 - 高 さ・・・685mm (±10mm)

その他

- 材 質・・・FRP 又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする
- 構 造・・・取外し可能なふたをつけること
- 底部にストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること
- 運搬車の傾倒装置の脱着が安全かつ容易に行うことができるもの



5 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の算定例

【延べ面積 3,000 m²以上 120 戸（1 住戸の面積 60 m²超）の大規模集合住宅】の例

1 集合住宅の床面積の合計を確認し、廃棄物等の量の合計と種別の内訳量を計算する。

- ① 1 住戸の面積が 60 m²超 ⇒ 住戸占有面積別人員数：4.0 人
- ② 1 日当たりの排出基準：1 kg/人
- ③ 廃棄物等の合計量 4.0 人×120 戸×1 kg/人=480 kg
- ④ 廃棄物等の量を、再利用対象物（古紙、ガラスびん、缶、ペットボトル）、可燃ごみ、不燃ごみに区分し、下記の割合で算定

古紙	ガラスびん	缶	ペットボトル	可燃ごみ	不燃ごみ
16.5%	3.0%	1.0%	1.0%	75.0%	3.5%
a 79.2 kg	b 14.4 kg	c 4.8 kg	d 4.8 kg	e 360 kg	f 16.8 kg

2 保管に必要な容器数を算定する。

- ① 再利用対象物・廃棄物の収集方法は区収集とし、収集間隔は下記を使用する。

	種別	収集間隔
再利用対象物 ・廃棄物	古紙、ガラスびん、缶	6 日
	ペットボトル	13 日
	可燃ごみ	3 日
	不燃ごみ	13 日

- ② 再利用対象物の保管方法
それぞれ下記の方法により保管する。

	保管方法	保管容積等	重量への換算
古紙	平積み	新聞紙 4 つ折り、高さ 50cm、 底面積 0.06 m ²	50 $\frac{kg}{トール}$ = 9.5 kg
ガラスびん	コンテナ	縦 36.6cm×横 53cm×高さ 32cm、 底面積 0.20 m ²	50 $\frac{kg}{トール}$ = 12.5 kg
缶	コンテナ	縦 36.6cm×横 53cm×高さ 32cm、 底面積 0.20 m ²	50 $\frac{kg}{トール}$ = 3.0 kg
ペットボトル	ポリ容器	60 リットル丸型容器（原則）	60 $\frac{kg}{トール}$ = 2.0 kg

- ③ 廃棄物の保管方法
100 戸以上のため可燃ごみは反転コンテナ、不燃ごみはポリ容器を使用する。

	保管方法	保管容積等	重量への換算
可燃ごみ	反転コンテナ ボックス	容量を 0.7 m ³ とする	反転コンテナボックス 1 個あたりの重量 = 133 kg
不燃ごみ	ポリ容器	60 リットル丸型容器（原則）	60 $\frac{kg}{トール}$ = 11.4 kg

④ 必要な容器数を算定

数値を「容器数の算定表」に入れ込み、保管に必要な容器数を算定する。

用途	種別		種別内訳量×収集間隔÷容器重量 (a～f)	最低 必要 個数	予備率 の加算	必要 個数
住宅	資源 再利用 対象物	古紙	$79.2 \text{ kg} \times 6 \text{ 日} \div 9.5 \text{ kg} = 50.0$	50	$50 \times 1.4 = 70.00$	70
		ガラスびん	$14.4 \text{ kg} \times 6 \text{ 日} \div 12.5 \text{ kg} = 6.9$	7	$6.9 \times 1.4 = 9.66$	10
		缶	$4.8 \text{ kg} \times 6 \text{ 日} \div 3.0 \text{ kg} = 9.6$	10	$9.6 \times 1.4 = 13.44$	14
		ペットボトル	$4.8 \text{ kg} \times 13 \text{ 日} \div 2.0 \text{ kg} = 31.2$	32	$31.2 \times 1.4 = 43.68$	44
	可燃ごみ		$360 \text{ kg} \times 3 \text{ 日} \div 133 \text{ kg} = 8.1$	9	$8.1 \times 1.4 = 11.34$	12
	不燃ごみ		$16.8 \text{ kg} \times 13 \text{ 日} \div 11.4 \text{ kg} = 19.2$	20	$19.2 \times 1.4 = 26.88$	27

最終的な必要個数

必要個数は予備率加算後の数値の小数点以下を切り上げて求める。

③ 保管に必要な面積を算定する。

上記④で出た数値を、保管場所面積の算定表に入れ込み、面積を算定する。

資源	古紙	古紙の底面積 [0.06] m ² × 必要個数 [70] 個 = 4.2 m ² ①
	ガラスびん	容器の底面積 [0.2] m ² × (容器数 [10] 個 ÷ 段数 [4] 段) = 0.6 m ² ② ↳ 計算後の小数点以下は切り上げ
	缶	容器の底面積 [0.2] m ² × (容器数 [14] 個 ÷ 段数 [4] 段) = 0.8 m ² ③ ↳ 計算後の小数点以下は切り上げ
	ペットボトル (丸型ポリ容器)	容器の直径又は縦 [0.6] m × 容器の直径又は横 [0.6] m × (容器数 [44] 個 ÷ [2] 段) = 7.92 m ² ④ ↳ 計算後の小数点以下は切り上げ
可燃ごみ (反転コンテナ ※1)		容器の直径又は縦 [0.6] m × 容器の直径又は横 [1.37] m × 容器数 [12] 個 = 9.96 m ² ⑤ ↳ 小数点第3位切り上げで床面積 0.83 m ²
不燃ごみ (丸型ポリ容器)		容器の直径又は縦 [0.6] m × 容器の直径又は横 [0.6] m × (容器数 [27] 個 ÷ [2] 段) = 5.04 m ² ⑥ ↳ 計算後の小数点以下は切り上げ
洗淨排水設備面積⑦		1 m ²
作業上必要面積⑧		6 m ²
資源合計 (①②③④)		13.52 m ²
廃棄物合計 (⑤⑥⑦⑧)		22.00 m ²
粗大ごみ集積所 ※2		3 m ²

※1 反転コンテナは、縦0.6m、横1.37m、高さ0.9mとする。

※2 粗大ごみ集積所は粗大ごみの収集当日に粗大ごみを出しておく場所のことで、粗大ごみの保管庫とは異なる。屋内に粗大ごみの保管庫を設けた場合、それと別に粗大ごみ集積所を設ける必要がある。

6 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置基準の規定等

1 再利用対象物保管場所の設置基準

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則第12条に規定されています。
その他、建築物の用途や規模に応じて、以下のとおりの規定があります。

- **3,000㎡以上の集合住宅**
- **20戸以上又は1,500㎡以上の集合住宅(3,000㎡未満)**
「大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置・管理基準」(P.23参照)
- **ワンルームマンション**
「世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱」(P.32参照)第6条

<参考> 大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置基準の主なもの

【設置の基準】

- ・ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。
- ・ 事業の用途に供する施設を併設する場合は、家庭の再利用対象物と事業系の再利用対象物を各別に保管できること。
- ・ 再利用対象物の選分、収集等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

【構造の基準】

- ・ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ・ 再利用対象物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

【附帯設備の基準】

- ・ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ・ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

2 廃棄物保管場所の設置基準

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則第41条に規定されています。
その他、建築物の用途や規模に応じて、以下のとおりの規定があります。

- **3,000㎡以上の集合住宅**
「大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準」(P.26参照)
- **20戸以上又は1,500㎡以上の集合住宅(3,000㎡未満)**
「世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱」(P.32参照)第5条
- **ワンルームマンション**
「世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置に関する要綱」(P.32参照)第7条

<参考> 大規模建築物の廃棄物保管場所の設置基準の主なもの

【設置の基準】

- ・ 再利用対象物保管場所以外の他の用途と兼用でないこと。
- ・ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ・ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。
- ・ 事業の用途に供する施設を併設する場合は、家庭廃棄物と事業系廃棄物が各別に保管できること。
- ・ 廃棄物の搬入、保管設備への投入及び清掃又は点検等に必要な作業場所を6平方メートル以上確保すること。
- ・ 同一敷地内で建築物の外に複数設置し、運搬車が当該敷地内の通路から廃棄物を積み込む場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

【構造の基準】

- ・ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ・ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- ・ 運搬車が大規模建築物又はその敷地の内部に進入する場合は、敷地構造は廃棄物を積載した車両重量に耐え得る構造とすること。

【附帯設備の基準】

- ・ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された容器等の保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- ・ 清潔を保持するため、水道栓等や排水口等の洗浄排水設備を1平方メートル以上設置すること。
- ・ 棚を設置する場合は2段とし、1段ごとの高さは80センチメートルから100センチメートルまでとすること。

3 その他

(1) 粗大ごみ集積所の設置（延べ床面積3,000㎡以上の大規模建築物のみ該当）

粗大ごみ集積所（粗大ごみの保管庫とは異なる）を再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所、資源・ごみ集積所とは別に設置してください。

- ① 最低3㎡以上とする。
- ② 原則として1棟につき1箇所設置すること。
- ③ 通路と共用でないこと。

(2) 資源・ごみ集積所

（収集日に保管場所から容器等を持ち出す場所）

資源・ごみ集積所は、原則として敷地内の公道に面した場所に確保し、その位置は、次のことを考慮して選定してください。

- ① 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所から容器やコンテナを持ち出しやすい場所であること。
- ② 運搬車が停車できる場所であること。
- ③ 運搬車への積み込みに支障がない場所であること。
- ④ 持ち出し場所は、安全で十分なスペースを確保すること。

粗大ごみ集積所の注意点

粗大ごみは申し込み制の不定期収集のため、粗大ごみ集積所が屋内やシャッターの内側等、施錠可能な場所にあると、管理人不在等で開錠作業が出来ないことにより、職員が集積所まで入れないなどの問題につながる場合があります。集積所は、敷地内かつ屋外で、仕切り等のないオープンスペースへ設置をお願いします。

7 所有者等の管理上の注意事項

1 大規模建築物

大規模建築物の所有者又は所有者から委託を受けて当該建築物の管理を行う者（以下「所有者等」という。）は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

- ① 所有者等は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは利用者に協力を求め、又は利用者に指導を行うこと。
- ② 所有者等は、廃棄物等の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- ③ 所有者等は、大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しないこととなったときには、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- ④ 所有者等は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適切に管理すること。
- ⑤ 運搬車の通路上や保管場所において、機械操作による扉等の開閉が必要な場合は所有者等が機械操作を行うこと。所有者等が機械操作できない場合、廃棄物を機械操作が不要な敷地内の集積所まで持ち出すこと。
- ⑥ 保管場所等の鍵は所有者等が適切に管理し、適宜、廃棄物等の収集の際は開錠すること。

2 小規模集合住宅（共同住宅、寮、寄宿舎、長屋等）

再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所は、原則、資源・可燃ごみ・不燃ごみを収集日まで保管しておける規模で設置してください。

「世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱」（P. 32 参照）第 8 条

※ 住戸数が少なく、個々の住戸内で保管させる方が適切に管理される場合は、この限りではありませんが、資源・ごみ集積所については、事前に管轄の清掃事務所に協議してください。

※ 資源・ごみ集積所は、建築物 1 棟につき 1 箇所を、原則として敷地内の公道に面した場所に設けること。ただし、分譲住宅は除く。（『大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置・管理基準』第 5 条に準ずる。（P. 24 参照））

3 集合住宅と事業用途の施設を併設する場合

集合住宅と事業用途の施設を併設する場合は、それぞれの手引きの作成手順に従って、再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所を算定し、かつ、資源・ごみ集積所等を確保してください。

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

年 月 日

世田谷区長 あて

(建設者) 住所
氏名
電話番号 ()

世田谷区清掃・リサイクル条例 第20条第6項 第53条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名	電話番号 ()
工 事 施 工 者	住所 氏名	電話番号 ()
建築物の所在地		
建築物の名称		
建築物の用途		
敷 地 面 積	m ²	
延 べ 床 面 積	(内訳) 住宅用 m ² 事業用 m ²	
構 造	造 地上 階 地下 階	
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日
		使用開始 年 月 日

2 再利用対象物保管場所

保 管 場 所	地上・地下	階	箇所	m ²
---------	-------	---	----	----------------

3 廃棄物保管場所等

保 管 場 所	地上・地下	階	箇所	m ²
保 管 設 備	種別	容量	l・m ³ 設置数	個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下	階	箇所	m ²
清掃車通行道路	公・私道	m	洗浄排水設備	洗浄 箇所 排水 箇所

再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書

年 月 日

世田谷区長あて

建設者住所

氏名

再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所、集積所等については、次のとおりといたします。

建築物の名称					
建築物の所在地	世田谷区	丁目	番	(号)
設計者	住所 氏名	担当者 電話		()
用途 (該当するものをすべて記入すること)	・大規模集合住宅(住宅 戸) ・ワンルームマンション(住宅 戸) ・小規模集合住宅(住宅 戸) ・分譲住宅(棟) ・その他の事業系施設(用途) (用途)				
規模	地上 階	床面積	住宅	m ²	
	地下 階		事業系	m ²	
			合計	m ²	
再利用対象物保管場所	有(m ²)	無			
廃棄物保管場所	有(m ²)	無			
資源・ごみ集積所	・専用集積所(敷地 内・外)		・近隣と共用()		
管理形態	・常駐管理予定 ・巡回管理予定 ・自主管理 ・その他				
完成予定	年 月 (上・中・下旬)頃				
確認事項 1 収集当日の朝、時までにごみ容器等を上記集積所まで持ち出します。 2 保管場所、集積所、ごみ容器等は常に清潔に保ちます。 3 集積所等の管理について、区の収集業務に支障のないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。 4 事業系廃棄物については、廃棄物処理業者による収集とします。 5 ごみ容器に不足が生じた場合は、速やかに増やします。 6 ごみ容器・ごみ収納ボックス等に修理の必要が生じた場合は、速やかに修理します。 7 ごみ収納ボックスを利用する場合は、資源は中に入れず、外に出すようにします。 8 収集車両が進入しても埋設物や舗装が破損しない構造とします。 9 既存の集積所の廃止について、責任をもって利用者と調整します。 10 収集の際、機械操作が必要な場合、この操作を行います。 11 収集の際、鍵の開閉が必要な場合、鍵の管理、開閉を行います。 12 所有権が移転する際は、上記の各事項について引継ぐものとします。 上記の各事項について確認します。					
					受 付 印

注意 「建設者」「設計者」の欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

念書(例)

私は、世田谷区〇〇 丁目 番に建設する建築物(名称◇◇◇◇)の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所並びに資源・ごみ集積所等に関し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所に、収集運搬車両(清掃車)が進入又は横付け出来ませんので、収集当日、容器等を別図(配置図、平面図)に示す場所まで責任をもって持ち出します。又、収集後容器を洗浄し、再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所に格納します。
- 2 資源・ごみの収集日には、当建築物から排出される資源・ごみを、ごみ容器等により、ビル管理者が責任をもって資源・ごみ集積所へ一括して持ち出し、収集後容器を洗浄し、保管場所に格納します。
- 3 再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所、資源・ごみ集積所及び容器等は、常に清潔を保つため、その管理を管理組合、管理会社に委託します。
- 4 ごみ容器の取扱い及び資源・ごみ集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。
- 5 既存の資源・ごみ集積所の移動・廃止について、資源・ごみ集積所の利用者と責任をもって調整します。
- 6 事業系廃棄物については、業者による収集とします。まだ、委託業者が決まっていないので、後日契約締結次第、契約書の写し及び業者の許可証の写しを提出(提示)します。
- 7 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに再利用対象物保管場所又は廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数のごみ容器等を増やします。
- 8 私道内に収集運搬車両が進入する際、駐車車両等により収集作業を妨げないようにします。また、私道内の通常通行や収集作業により、私道内の舗装や地下埋設物の損傷が生じた場合、補修の請求や損害賠償請求は行わず、当方で責任を持って対処します。
- 9 資源・ごみの収集の際、シャッター等機械操作を伴うものについては建物の管理者等が機械操作を行い、収集の安全を確保します。また、粗大ごみ集積所は、収集が不定期となるため、シャッター操作、開錠作業が必要とならない場所に設置します。
- 10 大規模修繕や建て替えなどによる大量排出が予想される場合は、事前に清掃事務所と協議します。
- 11 建築物を分譲、又は管理を業者委託した後も、上記の項目について責任をもって引継ぎます。

年 月 日

世田谷区長あて

建設者 住所
氏名 印

【念書とは】

建築物の使用開始後、保管場所の管理・運営が適切に行われるための確認事項を書面で提出するものです。その後の保管場所の使用などについて、管理者が変更になった際にトラブルになることを避ける等、円滑な運営を確保するために提出をお願いしております。
念書の作成・押印にご協力をお願いいたします。

制定 平成 11 年 12 月 10 日公布

世田谷区条例第 52 号

第 2 章 再利用等による廃棄物の減量

（大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の確保）

第 21 条 規則で定める大規模な集合住宅を建設し、又は改築しようとする者は、当該集合住宅又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

第 6 節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第 53 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第 8 章 罰則

第 80 条 次の各号の一に該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

（1）～（4） 略

（5） 第 53 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 82 条 第 53 条第 1 項の規定による届出をしなかった者は、30,000 円以下の罰金又は科料に処する。

第 83 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（抜粋）

制定 平成12年3月31日公布

世田谷区規則第39号

（大規模集合住宅）

第11条 条例第21条の規則で定める大規模な集合住宅は、住戸数が20戸以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上の集合住宅（改築によりその住戸数が20戸以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上になるものを含む。）とする。

（大規模集合住宅の再利用対象物保管場所設置基準）

第12条 条例第21条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第9条第1号及び第3号から第5号までに定める基準に該当すること。
- （2） 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

（廃棄物を収納する容器等の基準）

第27条 条例第37条第2項に規定する家庭廃棄物又は条例第39条に規定する事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（以下この項においてこれらを「廃棄物」という。）を収納する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 容量が90リットル以下であること。
 - （2） 軽量で持ち運びが容易であること。
 - （3） 廃棄物の収納又は容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
 - （4） ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
 - （5） 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
 - （6） 収集作業の際の操作が容易であること。
 - （7） 前各号に掲げるもののほか、収集作業を困難にするおそれのないものであること。
- 2 前項の基準による容器の持出し及び引取りが困難である場合には、次に掲げる基準に適合した袋を用いることができる。
- （1） 容量が90リットル以下であること。
 - （2） 耐水性があり、丈夫なものであること。
 - （3） 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
 - （4） 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること。

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第41条 条例第53条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ床面積3,000平方メートル以上の建築物及び事業用大規模建築物とする。

- 2 条例第53条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等

設置届により、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）第5条第2項各号のいずれかの行為の前までに行うものとする。

3 条例第53条第2項の規則で定める基準は、第32条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

(2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第53条第3項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

第41条第2項

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」（第3号様式） ⇒ P.17

大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置・管理基準

平成31年1月15日
30世清事第328号

大規模集合住宅等の再利用対象物保管場所の設置・管理基準(平成14年3月25日世清事発第216号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この基準は、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号。以下「規則」という。)第12条第2号の規定に基づき、大規模集合住宅(大規模建築物(事業用大規模建築物を除く。))を含む。)の再利用対象物保管場所の設置・管理基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 再利用対象物の保管場所とは、再利用対象物を収集日まで保管する場所(以下「再利用対象物保管場所」という。)をいう。

2 資源・ごみ集積所とは、保管場所から持ち出した再利用対象物又は廃棄物を運搬車へ積み込む場所をいう。

(再利用対象物保管場所の設置・管理基準)

第3条 再利用対象物保管場所の設置の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。
- (2) 事業の用途に供する施設を併設する場合は、家庭の再利用対象物と事業系の再利用対象物を各別に保管できること。
- (3) 再利用対象物の選分、収集等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- (4) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (5) 設置場所は、隣地境界に接しないこと。

2 再利用対象物保管場所の構造の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- (2) 耐久性があり、周囲と調和する構造とすること。
- (3) 再利用対象物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

3 再利用対象物保管場所の附帯設備の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- (2) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (3) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

4 再利用対象物保管場所の維持管理の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 大規模集合住宅の所有者又は所有者から委託を受けて当該建築物の管理を行うもの(以下「所有者等」という。)は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を

行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは、利用者に協力を求め、又は利用者に指導を行うこと。

- (2) 所有者等は、再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者等は、大規模集合住宅の利用形態の変更等により、保管場所が第4条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 所有者等は、大規模集合住宅及びその敷地の出入口付近における歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに適正に管理すること。
- (5) 運搬車が通行する通路や保管場所において、機械操作による扉等の開閉が必要な場合は所有者等が機械操作を行うこと。所有者等が機械操作をすることができない場合は、再利用対象物を機械操作が不要な敷地内の資源・ごみ集積所まで持ち出すこと。
- (6) 保管場所等の鍵は所有者等が適切に管理し、適宜、再利用対象物の収集の際に開錠すること。
(再利用対象物保管場所の面積等の算定基準)

第4条 再利用対象物を保管するために必要な容器等の個数及び再利用対象物保管場所の面積の算定は、別表によるものとし、当該算定に応じ、再利用対象物を十分に収納できるものとする。
(資源・ごみ集積所設置基準)

第5条 資源・ごみ集積所は、建築物1棟につき1箇所を、原則として敷地内の公道に面した場所に設けること。やむを得ず環境空地を使用しようとする場合は、事前に当該建築物を建設しようとする所在地を管轄する各総合支所街づくり担当課長と協議すること。

- 2 資源・ごみ集積所は、運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
(設置届又は計画書の提出等)

第6条 大規模集合住宅を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請書提出前に、大規模集合住宅の所在地を管轄する清掃事務所に、規則第10条に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）又は世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱（平成14年3月25日世清事発第217号）第9条に定める再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書（以下「計画書」という。）を提出しなければならない。

- 2 建設者は、設置届又は計画書の提出後において、その内容に重大な変更が生じたときは、新たに設置届又は計画書を提出しなければならない。

附 則（平成31年1月15日30世清事第328号）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日3世清事第403号）

- 1 この基準は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置・管理基準の規定は、施行日以後に第6条第1項の再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）又は同項の再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書（以下「計画書」という。）を提出する再利用対象物保管場所について適用し、施行日前に設置届又は計画書を提出した再利用対象物保管場所については、なお従前の例による。

この別表は、区へ提出する実際の様式とは異なります。区へ算定結果を提出する際には、HPに掲載の様式を使用し、この別表は使用しないでください。

1 容器数の算定

再利用対象物	人員×排出基準×古紙・ガラスびん・缶・ペットボトルの割合×収集間隔÷容器重量=A	最低必要個数	予備率の加算B	必要個数
古紙	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg= ①	個	①×1.4=	個
ガラスびん	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg= ②	個	②×1.4=	個
缶	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg= ③	個	③×1.4=	個
ペットボトル	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg= ④	個	④×1.4=	個
最低必要個数合計		個	必要個数合計	個

<算定上の注意>

- 1 人員の算定は、住戸の占有面積が 20 m²未満の場合は 1 戸につき 1 人、30 m²未満の場合は 1 戸につき 1.5 人、40 m²未満の場合は 1 戸につき 2 人、40 m²以上 50 m²未満の場合は 1 戸につき 2.5 人、50 m²以上 60 m²未満の場合は 1 戸につき 3 人、60 m²以上の場合は 1 戸につき 4 人とする。
- 2 排出基準は、原則として 1 日あたり 1 kg/人とする。
- 3 古紙・ガラスびん・缶・ペットボトルの割合は、原則として古紙 0.165、ガラスびん 0.03、缶 0.01、ペットボトル 0.01 とする。
- 4 収集間隔は、古紙、ガラスびん及び缶は 6 日、ペットボトルは 1 3 日とする。
- 5 容器 1 個当たりの重量は、原則として古紙 9.5 kg、ガラスびん 12.5 kg、缶 3.0 kg、ペットボトル 2.0kg を基準とする。
- 6 Aは、小数点第 2 位を四捨五入する。最低必要個数は A の小数点以下を切り上げる。必要個数は B の小数点以下を切り上げる。
- 7 予備率は、40%とする。
- 8 事業用については、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

2 保管場所面積の算定

古紙	床面積 [] m ² × 必要個数 [] 個 = m ²	合計 m ²
ガラスびん	床面積 [] m ² × (容器数 [] 個÷段数 [] 段) = m ²	
缶	床面積 [] m ² × (容器数 [] 個÷段数 [] 段) = m ²	
ペットボトル	容器の直径又は縦 [] m×容器の直径又は横 [] m×(容器数 [] 個÷段数 [] 段) = m ²	

<算定上の注意>

- 1 古紙は、新聞紙の 4 つ折り（縦 21 cm×横 29.5 cm＝床面積 0.06 m²、高さ 50 cm）を基準とする。
- 2 ガラスびん及び缶を入れる容器は、折りたたみ式コンテナ（縦 36.6 cm×横 53 cm＝床面積 0.2 m²、高さ 32 cm）を基準とする。
- 3 ペットボトルを入れる容器はポリ容器とし、丸型容器は直径 0.6m、角型容器は 0.35m×0.55m（小数点第 2 位を四捨五入し 0.2 m²）を基準とする。
- 4 段数は、ガラスびん及び缶は 4 段、ペットボトルは 2 段を上限とし、古紙は平積みとする。
- 5 ガラスびん、缶及びペットボトルの（容器数 [] 個÷段数 [] 段）は、小数点以下を切り上げる。

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準

平成 31 年 1 月 16 日
30 世清事第 329 号

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準（平成 12 年 3 月 31 日世清移発第 269 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この基準は、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成 12 年 3 月世田谷区規則第 39 号。以下「規則」という。）第 41 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、大規模建築物（事業用大規模建築物を除く。以下同じ。）の廃棄物保管場所及び保管設備（以下「廃棄物保管場所等」という。）の設置・管理基準を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を収集日まで保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを収集日まで保管し、集積する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

2 資源・ごみ集積所とは、保管場所から持ち出した再利用対象物又は廃棄物を運搬車へ積み込む場所をいう。

（廃棄物保管場所の設置・管理基準）

第 3 条 廃棄物保管場所の設置の基準は、以下のとおりとする。

（1）再利用対象物保管場所以外の他の用途と兼用でないこと。

（2）廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。

（3）建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

（4）事業の用途に供する施設を併設する場合は、家庭廃棄物と事業系廃棄物が各別に保管できること。

（5）廃棄物の搬入、保管設備への投入及び清掃又は点検等に必要作業場所を 6 平方メートル以上確保すること。

（6）運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

（7）設置場所は、隣地境界に接しないこと。

（8）同一敷地内で建築物の外に複数設置し、運搬車が当該敷地内の通路から廃棄物を積み込む場合は、幅員が 6 メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

（9）特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）又は自動貯留排出機を使用する場合は、保管場所は原則として運搬車が通り抜けできる幅員 6 メートル以上の通路に接続する場所に設置すること。通り抜けできる通路を設置できない場合は、運搬車が転回できる場所を確保すること。

（10）反転コンテナを使用する場合は、反転コンテナを持ち出す場所を設けるとともに、幅員 3 メートル、全長 8 メートルの車両が停車できる敷地面積を確保すること。また、反転コンテナを持ち出す場所や運搬車の停車場所は、傾斜や段差のない場所に設けること。

2 廃棄物保管場所の構造の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配を付ける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
 - (2) 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
 - (3) 運搬車が横付け又は内部へ進入できる構造とすること。
 - (4) 出入口の幅及び高さは、作業に支障のない寸法で、次のとおりとする。
 - ア 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を 1.2 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。
 - イ 容器又は自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を 2.0 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。
 - ウ 運搬車が内部に進入する場合は、幅を 3.5 メートル以上、高さを 3.0 メートル以上とすること。
 - (5) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
 - (6) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
 - (7) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
 - (8) 運搬車が大規模建築物又はその敷地の内部に進入する場合は、敷地構造は廃棄物を積載した車両重量に耐え得る構造とすること。
 - (9) 反転コンテナ又は自動貯留排出機を使用し、運搬車が大規模建築物又はその敷地の内部に進入する場合は、運搬車の通路及び収集する場所の高さを 3 メートル以上とし、運搬車が余裕を持って進入できる構造とすること。
- 3 廃棄物保管場所の附帯設備の基準は、以下のとおりとする。
- (1) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された容器等の保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
 - (2) 清潔を保持するため、水道栓等や排水口等の洗浄排水設備を 1 平方メートル以上設置すること。
 - (3) 多量の厨芥を保管する場合は、冷蔵装置を設置すること。
 - (4) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
 - (5) 棚を設置する場合は 2 段とし、1 段ごとの高さは 80 センチメートルから 100 センチメートルまでとすること。
- 4 廃棄物保管場所の維持管理の基準は、以下のとおりとする。
- (1) 大規模建築物の所有者又は所有者から委託を受けて当該建築物の管理を行うもの（以下「所有者等」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは、利用者に協力を求め、又は利用者に指導を行うこと。
 - (2) 所有者等は、廃棄物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
 - (3) 所有者等は、大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第 7 条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
 - (4) 所有者等は、大規模建築物及びその敷地の出入口付近における歩行者等の危険防止のため

め所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(5) 運搬車が通行する通路上や保管場所において、機械操作による扉等の開閉が必要な場合は所有者等が機械操作を行うこと。所有者等が機械操作をすることができない場合は、廃棄物を機械操作が不要な敷地内の資源・ごみ集積所まで持ち出すこと。

(6) 保管場所等の鍵は所有者等が適切に管理し、適宜、廃棄物の収集の際に開錠すること。
(廃棄物保管設備に関する基準)

第4条 容器を保管設備とする場合は、規則第27条第1項に規定する基準に適合すること。

2 反転コンテナを保管設備とする場合は、以下のとおりとする。

(1) 容量は、0.7立方メートルとすること。

(2) 大きさは、次のとおりとすること。

本 体	横 幅	1,360±10 ミリメートル
	奥行き	590 ±10 ミリメートル
	高 さ	890 ±10 ミリメートル
傾倒軸	長 さ	1,574±10 ミリメートル
	高 さ	685 ±10 ミリメートル

(3) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(4) 取外し可能なふたをつけること。

(5) 底部に、ストッパー付施回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。

(6) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行うことができるものであること。

3 自動貯留排出機を保管設備とする場合は、以下のとおりとする。

(1) 特殊架装をしたすべての運搬車に適合すること。

(2) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(3) 構造は密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、並びに騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

(4) 運搬車の積み込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。

(5) 運搬車への積み込みの際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。

(6) 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(7) 運搬車と接触した場合の衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第5条 保管設備の選定基準は、原則として、次のとおりとする。なお、処理方法については、別表1のとおりとすること。

(1) 住宅が100戸未満の場合は、容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。ただし、不燃ごみについては容器を使用すること。

(2) 住宅が100戸以上の場合は、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。ただし、不燃ごみについては容器を使用すること。

2 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で、反転コンテナ又は自動貯留排出機を設置するときは、事前に管轄の清掃事務所長と十分協議すること。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第6条 廃棄物(粗大ごみを除く。以下この条において同じ。)の排出量は、原則として1日あたりの排出基準を1kg/人として算定するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、管轄の清掃事務所長の了承を得た上で、そのデータを用いて算定するものとする。

2 住宅部分の人員数は、原則として別表2の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。

3 可燃ごみ、不燃ごみの割合は、可燃ごみ0.75、不燃ごみ0.035とする。

4 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを190キログラムとする。

(廃棄物保管場所の面積等の算定基準)

第7条 廃棄物を保管するために必要な容器等の個数及び廃棄物保管場所の面積の算定は、別表3によるものとする。

2 大規模建築物のうち、事業の用途に供する施設を併設する場合は、事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準（平成31年1月15日30世清事第327号）を準用し、事業用途部分に必要な廃棄物保管場所の面積を算定し、全体の必要面積について管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

(粗大ごみ集積所設置基準)

第8条 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、粗大ごみが十分収納できる面積であることとし、最低3平方メートル以上とすること。

2 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

3 通路と共用でないこと。

(資源・ごみ集積所設置基準)

第9条 資源・ごみ集積所は、建築物1棟につき1箇所を、原則として敷地内の公道に面した場所に設けること。やむを得ず環境空地を使用しようとする場合は、事前に当該建築物を建設しようとする所在地を管轄する各総合支所街づくり担当課長と協議すること。

2 資源・ごみ集積所は、運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

(設置届の提出等)

第10条 大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請書提出前に、大規模建築物の所在地を管轄する清掃事務所長に、規則第10条に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を提出しなければならない。

2 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更が生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

附 則（平成31年1月16日30世清事第329号）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日3世清事第403号）

1 この基準は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準による改正後の大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準の規定は、施行日以後に第10条第1項の再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を提出する廃棄物保管場所について適用し、施行日前に設置届を提出した廃棄物保管場所については、なお従前の例による。

別表1（第5条関係） 大規模建築物の規模別、廃棄物別の保管設備等の設置基準及び処理方法※

規模等	廃棄物	保管設備の種類			粗大ごみ 集積所	処 理 方 法	備 考
		容 器	反転コンテナ ボックス	自動貯留排出機		区	
100戸 以 上	可燃ごみ		○	○	○	○	
	不燃ごみ	○				○	
100戸 未 満	可燃ごみ	○	○	○	○	○	
	不燃ごみ	○				○	

※ 反転コンテナボックス又は自動貯留排出機の設置については、周辺道路の幅員により運搬車が通行できない場合があるため、管轄の清掃事務所長と十分協議すること。

別表2（第6条関係） 住戸占有面積別人員数

住戸占有面積	人 員 数
～20㎡	1.0人
～30㎡	1.5人
～40㎡	2.0人
～50㎡	2.5人
～60㎡	3.0人
60㎡超	4.0人

別表3（第7条関係）

この別表は、区へ提出する実際の様式とは異なります。区へ算定結果を提出する際には、HPに掲載の様式を使用し、この別表は使用しないでください。

1 容器数の算定

用途	廃棄物	人員×排出基準×可燃ごみ・不燃ごみの割合×収集間隔÷容器重量 = A	最低必要個数	予備率の加算 B	必要個数
住宅	可燃ごみ	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg = ①	個	①×1.4=	個
	不燃ごみ	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg = ②	個	②×1.4=	個
最低必要個数合計			個	必要個数合計	個

<算定上の注意>

- 1 人員欄は、総人員を記入する。
- 2 排出基準は、原則として1日あたり1kg/人とする。
- 3 可燃ごみ・不燃ごみの割合は、可燃ごみ0.75、不燃ごみ0.035とする。
- 4 収集間隔は、可燃ごみ3日、不燃ごみ13日とする。
- 5 60ℓのポリ容器1個あたりの重量は、原則として11.4kgを基準とする。
- 6 Aは、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAの小数点以下を切り上げる。必要個数はBの小数点以下を切り上げる。
- 7 予備率は、40%とする。

2 保管場所面積の算定

1 容器保管必要面積（可燃）	容器の直径又は縦 [] m×容器の直径又は横 [] m×（容器数 [] 個÷段数 [] 段）= m ²						
2 容器保管必要面積（不燃）	容器の直径又は縦 [] m×容器の直径又は横 [] m×（容器数 [] 個÷段数 [] 段）= m ²						
3 洗浄排水設備面積	m ²	4 作業上必要面積	m ²	合計（1～4）	m ²	粗大ごみ集積所	m ²

<算定上の注意>

- 1 容器は、丸型容器は直径0.6m、角型容器は0.35m×0.55m（小数点第2位を四捨五入し0.2m²）を基準とする。
- 2 段数は、2段を上限とする。ただし、反転コンテナを使用する場合は1段とする。
- 3 （容器数 [] 個÷段数 [] 段）は、小数点以下を切り上げる。

世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱

平成14年 3月25日

世清事発第217号

(目的)

第1条 この要綱は、大規模集合住宅、ワンルームマンション若しくは小規模集合住宅又は分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等について必要な事項を定めることにより、再利用対象物及び廃棄物の収集(回収)作業の円滑な運営に資するとともに、生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模集合住宅 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号。以下「規則」という。)第11条に規定する大規模な集合住宅(延べ面積が3,000平方メートル以上のものを除く。)をいう。
- (2) ワンルームマンション 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「住環境整備条例」という。)第2条第6号に規定するワンルームマンション建築物(延べ面積が3,000平方メートル以上のもの及び大規模集合住宅を除く。)をいう。
- (3) 小規模集合住宅 住戸の数が4以上20未満の共同住宅、寮、寄宿舎、長屋等の用途に供する建築物であってワンルームマンション以外のものをいう。
- (4) 集合住宅 大規模集合住宅、ワンルームマンション及び小規模集合住宅をいう。
- (5) 分譲住宅 自己の計画又は受託により分譲、賃貸等を目的として、敷地を分割して建築される専用住宅、併用住宅等であって、1区画あたり2棟以上のものをいう。

(事前協議)

第3条 区長は、集合住宅又は分譲住宅を建設しようとする者(以下「建設者」という。)に、集合住宅については再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置並びに資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)の位置について、分譲住宅については集積所の位置について、それぞれ住環境整備条例第7条第2項各号に規定する行為(以下「確認申請等」という。)を行おうとする日の前までに、第9条に規定する方法により当該集合住宅又は分譲住宅を建設しようとする所在地を管轄する清掃事務所の長(以下「管轄の清掃事務所長」という。)と協議させなければならない。

(集積所等の位置)

第4条 集合住宅又は分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所並びに集積所の位置は、当該集合住宅又は分譲住宅の敷地内とする。ただし、私道等で収集(回収)に支障があると区長が認めたときは、この限りでない。

- 2 区長は、建設者が前項の集積所としてやむを得ず環境空地を使用しようとする場合は、事前に当該集合住宅又は分譲住宅を建設しようとする所在地を管轄する各総合支所街づくり課長と協議させるものとする。
- 3 区長は、建設者が集合住宅又は分譲住宅の集積所として既存の集積所を使用しようとする場合は、あらかじめ建設者に当該集積所を利用している近隣区民と当該集積所の利用に関して調整をさせるものとする。

(大規模集合住宅の廃棄物保管場所の設置等)

第5条 区長は、大規模集合住宅を建設しようとする者(以下「大規模集合住宅建設者」という。)に対し、次項に定める設置基準に基づく廃棄物保管場所の設置に努めるよう要請しなければならない。

- 2 廃棄物保管場所の設置基準は、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準(平成31年1月16日30世清

事第329号。以下「大規模建築物廃棄物保管場所設置・管理基準」という。)の規定を準用するものとする。

3 廃棄物保管場所の面積については、大規模建築物廃棄物保管場所設置・管理基準別表3に基づき算出した面積の確保に努めるよう要請するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、区長は、大規模集合住宅が事業の用途に供する施設を併設する場合は、大規模集合住宅建設者に家庭廃棄物(世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号。以下「条例」という。)第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。以下同じ。)の保管場所と事業系一般廃棄物(同項第3号に規定する事業系一般廃棄物をいう。以下同じ。)の保管場所を区分させるものとする。

(ワンルームマンションの再利用対象物保管場所の設置等)

第6条 区長は、ワンルームマンションを建設しようとする者(以下「ワンルームマンション建設者」という。)に対し、再利用対象物保管場所を設置するよう要請しなければならない。

2 前項の再利用対象物保管場所の設置基準は、規則第12条の規定を準用する。

(ワンルームマンションの廃棄物保管場所の設置等)

第7条 区長は、ワンルームマンション建設者に対し、次項に定める設置基準に基づく廃棄物保管場所の設置に努めるよう要請しなければならない。

2 廃棄物保管場所の設置基準は、規則第32条各号に掲げるもののほか、別表に定めるところによる。

3 前項に規定するもののほか、区長はワンルームマンションが事業の用途に供する施設を併設する場合は、ワンルームマンション建設者に家庭廃棄物の保管場所と事業系一般廃棄物の保管場所を区分させるものとする。

(小規模集合住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等)

第8条 区長は、小規模集合住宅を建設しようとする者(以下「小規模集合住宅建設者」という。)に、当該小規模集合住宅から発生する再利用対象物及び家庭廃棄物(小規模集合住宅が事業の用途に供する施設を併設する場合にあっては、再利用対象物、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物)を収集日まで保管するに足りる規模の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置に努めるよう要請するものとする。ただし、住戸数が少なく、個々の住戸内で保管させる方が適切に管理される場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、区長は小規模集合住宅が事業の用途に供する施設を併設する場合は、小規模集合住宅建設者に家庭廃棄物の保管場所と事業系一般廃棄物の保管場所を区分させるものとする。

(事前協議の方法等)

第9条 第3条の規定による事前協議は、区長が、建設者に再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書(様式。以下「計画書」という。)を提出させることにより行うものとする。ただし、集合住宅が事業の用途に供する施設を併設し、条例第53条に定める大規模建築物に該当する場合は、区長は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届(規則第3号様式)により、再利用対象物保管場所についても届出をさせるものとする。

2 区長は、建設者から計画書が提出された場合は、その内容について、管轄の清掃事務所に収集の支障の有無等を調査させ、支障があると認めるときは、計画書を改めて提出させるものとする。

3 区長は、建設者が確認申請等を行うときは、建設者に前項の計画書の写しを確認申請等に係る書類に添付させるものとする。

4 区長は、建設者に事前協議により合意した内容について、関係人に対し、契約時に書面で説明するようにさせなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日3世清事第403号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱の規定は、施行日以後に第9条第1項ただし書の再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届（以下「設置届」という。）又は同項の再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書（以下「計画書」という。）を提出する再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所について適用し、施行日前に設置届又は計画書を提出した再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所については、なお従前の例による。

第9条

「再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書」（様式） ⇒ P.18

別表 廃棄物保管場所の設置基準（第7条関係）

この別表は、区へ提出する実際の様式とは異なります。区へ算定結果を提出する際には、HPに掲載の様式を使用し、この別表は使用しないでください。

1 容器数の算定

廃棄物	人員×排出基準×可燃ごみ・不燃ごみの割合×収集間隔÷容器重量=A	予備率の加算B
可燃ごみ	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg= 個①	①×1.4= 個
不燃ごみ	[] 人× [] kg× [] × [] 日÷ [] kg= 個②	②×1.4= 個
最低必要個数合計 個		必要個数合計 個

備考

- (1) 人員の算定は、住戸の専有面積が20㎡以下の場合には1戸につき1人、20㎡を超え30㎡以下の場合には1戸につき1.5人、30㎡を超え40㎡以下の場合には1戸につき2人、40㎡を超え50㎡以下の場合には1戸につき2.5人、50㎡を超え60㎡以下の場合には1戸につき3人、60㎡を超える場合は1戸につき4人として算出する。
- (2) 排出基準は、原則として1日当たり1kg/人とする。
- (3) 可燃ごみ・不燃ごみの割合は、可燃ごみ0.75、不燃ごみ0.035とする。
- (4) 収集間隔は、可燃ごみ3日、不燃ごみ13日とする。
- (5) 60ℓのポリ容器1個当たりの重量は、原則として11.4kgを基準とする。
- (6) Aは、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAの小数点以下を切り上げる。必要個数はBの小数点以下を切り上げる。
- (7) 予備率は、40%とする。
- (8) 事業用については、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

2 保管場所面積の算定

可燃ごみ	容器の直径又は縦 [] m×容器の直径又は横 [] m× (容器数 [] 個÷段数 [] 段) = ㎡
不燃ごみ	容器の直径又は縦 [] m×容器の直径又は横 [] m× (容器数 [] 個÷段数 [] 段) = ㎡

備考

- (1) 容器は、丸型容器は直径0.6m、角型容器は0.35m×0.55m（小数点第2位を四捨五入し0.2㎡）を基準とする。
- (2) 容器の重ね段数は、2段までを上限とする。ただし、反転コンテナを使用する場合は1段とする。
- (3) (容器数 [] 個÷段数 [] 段) は、小数点以下を切り上げる。

3 その他

- (1) 再利用対象物保管場所以外の他の用途と兼用でないこと。
- (2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（抜粋）

制定 平成13年12月10日
世田谷区条例第68号

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（7）ワンルームマンション建築物 次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 住居系・準工業地域内に建築される建築物であつて、住戸専用面積が40平方メートル未満の住戸（以下「ワンルーム形式の住戸」という。）の数が12以上の共同住宅の用途に供するもの。ただし、次のいずれかの用途に供するものを除く。

（ア）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

（イ）介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行うための施設

（ウ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助の事業を行うための施設

（エ）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（同法第7条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するものに限る。）の用途に供すると区長が認めるもの

（オ）（ア）から（エ）までに掲げるもののほか、これらに類すると区長が認めるもの

イ 商業系地域内に建築される建築物であつて、ワンルーム形式の住戸の数が15以上の共同住宅等の用途に供するもの。ただし、アただし書に規定するものを除く。

（8）特定商業施設 小売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）、飲食店業、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業の営業を行うための店舗面積（当該営業を行うための店舗の用に供される部分（階段、便所、作業場等を除く。）の床面積をいう。以下同じ。）の合計が500平方メートルを超える施設を有する建築物をいう。

（11）長屋 2以上の住戸を有する1の建築物であつて、隣接する住戸又は重なり合う住戸間において、内部での行き来をすることができない完全に分離された構造を有するもののうち、廊下、階段等の共用部分を有しないもので、かつ、次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 住居系・準工業地域内に建築される建築物であつて、ワンルーム形式の住戸の数が12以上のもの

イ 商業系地域内に建築される建築物であつて、ワンルーム形式の住戸の数が15以上のもの

ウ 路地状敷地（路地状部分のみによって道路に接する敷地であつて、面積が300平方メートル以上のものをいう。）に建築される建築物であつて、住戸の数が4以上のもの

（12）廃棄物等保管場所 家庭廃棄物（世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。）及び再利用（同項第4号に規定する再利用をいう。）の対象となる物を保管する場所をいう。

（管理に関する基準）

第24条 ワンルームマンション建築物の建築をしようとする建築主、当該建築に係る建築物の所有者又は所有者から当該建築物の管理を委託された者は、規則で定めるところにより当該建築物を適正に管理しなければならない。

（廃棄物等保管場所の位置）

第29条 長屋の建築をしようとする建築主は、当該長屋の敷地内に廃棄物等保管場所（一時的に設置されるものを除く。）を設置する場合は、当該廃棄物等保管場所を、道路から各住戸の主要な出入口までの敷地内の通路の有効幅員が都建築安全条例第5条第1項各号に規定する通路の幅員の数値未満となる位置に設置してはならない。ただし、同条第3項の規定による認定を受けた場合の当該認定に係る長屋の敷地については、この限りでない。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（抜粋）

制定 平成14年3月11日
世田谷区規則第15号

（管理に関する基準）

第21条 条例第24条の規定による管理は、次に掲げる方法により行うこととする。

（1）駐在等により、資源及びごみの収集、駐車施設及び建物内外の清掃等の管理を行うこと。

（2）管理人の氏名又は名称、連絡先、夜間等の不在時の緊急連絡先等を記載した表示板を当該建築物の主な出入口の見やすい場所に設置すること。

清掃事務所管轄区域一覧表

町名	丁目	清掃事務所	町名	丁目	清掃事務所
あ 赤堤	1～5	世田谷	さ 三軒茶屋	1・2	世田谷
い 池尻	1～4	世田谷	し 下馬	1～6	世田谷
う 宇奈根	1～3	砧	新町	1～3	玉川
梅丘	1～3	世田谷	せ 成城	1～9	砧
お 大蔵	1～6	砧	瀬田	1～5	玉川
大原	1・2	世田谷	世田谷	1～4	世田谷
岡本	1～3	砧	そ 祖師谷	1～6	砧
奥沢	1～8	玉川	た 太子堂	1～5	世田谷
尾山台	1～3	玉川	代沢	1～5	世田谷
か 粕谷	1～4	砧	代田	1～6	世田谷
鎌田	1～4	砧	玉川	1～4	玉川
上馬	1～5	世田谷	玉川台	1・2	玉川
上北沢	1～5	砧	玉川田園調布	1・2	玉川
上祖師谷	1～7	砧	玉堤	1・2	玉川
上野毛	1～4	玉川	ち 千歳台	1～6	砧
上用賀	1～6	玉川	つ 弦巻	1～5	世田谷
き 北烏山	1～9	砧	と 等々力	1～8	玉川
北沢	1～5	世田谷	な 中町	1～5	玉川
喜多見	1～9	砧	の 野毛	1～3	玉川
砧	1～8	砧	野沢	1～4	世田谷
砧公園		砧	は 八幡山	1～3	砧
給田	1～5	砧	羽根木	1・2	世田谷
経堂	1～5	世田谷	ひ 東玉川	1・2	玉川
こ 豪徳寺	1・2	世田谷	ふ 深沢	1～8	玉川
駒沢	1・2	世田谷	船橋	1～7	砧
駒沢	3～5	玉川	ま 松原	1～6	世田谷
駒沢公園		玉川	み 三宿	1・2	世田谷
さ 桜	1～3	世田谷	南烏山	1～6	砧
桜丘	1～5	世田谷	宮坂	1～3	世田谷
桜新町	1・2	玉川	よ 用賀	1～4	玉川
桜上水	1～5	世田谷	わ 若林	1～5	世田谷

(問い合わせ先) 世田谷区 清掃・リサイクル部

世田谷清掃事務所	〒154-0011	上馬5-21-13	☎03-3425-3111
玉川清掃事務所	〒158-0092	野毛1-3-7	☎03-3703-2638
砧清掃事務所	〒156-0056	八幡山2-7-1	☎03-3290-2151
事業課 指導許可担当	〒156-0043	松原6-3-5	☎03-6304-3263

再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所・保管設備

設置の手引き <住宅用>

令和7年（2025年）4月発行
（世田谷区 広報印刷物登録番号 No.2362）

《編集・発行》

世田谷区 清掃・リサイクル部事業課

TEL：（03）6304-3263

FAX：（03）6304-3341

※事前協議については管轄の清掃事務所（P.27）にお問い合わせください。

世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

☆ 廃棄物等の保管場所の情報は、以下の方法で検索いただけます。

- ・ トップページ上段「情報を探す」

生活情報 → ごみ・リサイクル → 事業者向け情報（公募
情報等も含む） → 建築主・設計者の方へ → 集合住宅や事業
用建築物を建築するとき